主屋	一棟	同	六五六九	
土蔵	二棟	同	六五六九	
土蔵	一棟	同	六五七八―一	
小屋	一棟	同	六五七八―一	
主屋	一棟	同	六五八九―一	
土蔵	一棟	同	六五八九―一	
主屋	一棟	同	六八六六―二	
土蔵	一棟	同	六九一二	
小屋	一棟	同	六九一三―一	
主屋	一棟	同	六九二四―一	
小屋	一棟	同	六九二四―一	
土蔵	一棟	同	六九二五―一	
小屋	一棟	同	六九二五―一	
土蔵	一棟	同	六九三四―一	
小屋	一棟	同	六九三四―一	
土蔵	一棟	同	六九三七―一	
小屋	一棟	同	六九三七―一	
土蔵	一棟	同	六九四四―一	
主屋	一棟	同	六九四六	
主屋	一棟	同	六九四七―一	
小屋	一棟	同	六九四七―一	
主屋	一棟	同	六九四九	
土蔵	一棟	同	六九五〇	
主屋	一棟	同	六九五五―一	
主屋	一棟	同	六九六四	
小屋	二棟	同	六九六四	
土蔵	一棟	同	六九六四	
主屋	一棟	同	六九六四	
土蔵	一棟	同	六九六七	
小屋	一棟	同	六九六七	
土蔵	一棟	同	六九六七	
主屋	一棟	同	六九六七	
小屋	一棟	同	六九六七	
主屋	一棟	同	六九七八	
小屋	一棟	同	六九七八	
小屋	一棟	同	七〇六六	
小屋	一棟	同	七〇七九―一	
小屋	一棟	同	七〇八六―一	
主屋	一棟	同	七〇八六―二	
土蔵	一棟	同	七〇八八	
土蔵	一棟	同	七一二四―四	
主屋	一棟	同	七一二六―一	
主屋	一棟	同	七一三〇―一一	
主屋	一棟	同	七一四四―一	

別表二　別府の湯けむり・温泉地景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	大分県別府市大字鉄輪字ウカリユ七三五番地一

○文部科学省告示第三十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十八年文部科学省告示第四十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十日

文部科学大臣　松野　博一

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

種別	員数	所在地
家屋	二棟	同　相川下戸町八七番

○文部科学省告示第四十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十六年文部科学省告示第五十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十日

文部科学大臣　松野　博一

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

種別	員数	所在地
土蔵	一棟	同　大字左沢字原町一七六―一、一七八、一七九

○厚生労働省告示第六十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第九条第一項の規定に基づき、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十九年三月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

前文を次のように改める。

明治三十年の伝染病予防法の制定以来百年が経過し、この間、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、人権の尊重及び行政の公正性・透明性の確保の要請、国際交流の活発化、航空機による大量輸送の進展等、感染症を取り巻く状況は、大きく変化した。そこで、現代における感染症の脅威と感染症を取り巻く状況の変化を踏まえた施策の再構築が必要となり、平成十年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）を制定した。

同法は制定後も数次にわたる改正を行っているが、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、それらに適切に対応する必要がある。また、感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する調査並びに研究の推進、医薬品の研究開発、病原体等の検査体制の確立、人材養成、啓発や知識の普及、特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、海外の国際機関等との連携を通じた国際協力を積極的に進めることにより、感染症対策を総合的に推進する必要がある。